

2-2：防災活動への協力に関する協定（マックスバリュ西日本株式会社）

加古川市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が物資を調達する必要があると認めるとときに、乙の保有する物資等を供給すること。
- (2) 甲が要請するマックスバリュ店舗の駐車場を、被災者に対し、一次避難場所として提供すること。

（要請手続）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置をとった事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては加古川市防災担当部部長、乙にあってはマックスバリュ西日本株式会社総務部部長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成19年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第1条第2号の店舗を閉店したとき又は第4条に規定する物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 加古川市加古川町北在家200番
加古川市
加古川市長 樽本庄一

乙 姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤本昭

別表

災害時の主な必要物資一覧表

種類	物資名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター(使い捨てライター等)
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。